

197/ 年第95回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 12月16日(第2日目) 午前10時8分開議  
午後2時50分散会

2. 出席議員(18名)

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1番 伊 佐 徳 次 郎  | 2番 島 徳 吉                   |
| 3番 大 川 正 雄    | 4番 天 久 盛 雄                 |
| 5番 宮 城 正 光    | 6番 <del>福 福 仁 正</del>      |
| 7番 宮 城 仁 政    | 8番 又 吉 正 弘                 |
| 9番 宮 里 敏 行    | 10番 比 嘉 守 盛                |
| 11番 安 次 富 盛 信 | 12番 <del>崎 間 正 孝</del>     |
| 13番 榎 原 盛 信   | 14番 仲 村 春 信                |
| 15番 山 本 朝 保   | 16番 <del>武 新 行 男</del>     |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇                  |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁                |
| 21番 比 嘉 義 定   | 22番 <del>古 波 蔵 清 次 郎</del> |

3. 欠席議員(4名)

6番 福 福 仁 正  
16番 武 新 行 男  
12番 崎 間 正 孝  
22番 古 波 蔵 清 次 郎

4. 議事説明員

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| 市 長 崎 間 健 一 郎       | 助 役 沢 庵 安 一  |
| 収 入 役 興 屋 好 永       | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫     | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三   | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 榎 原 盛 真      | 都市課長 新 垣 信 榮 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇     | 消防長 大 城 仁 幸  |
| 協 定 資 産 課 長 武 島 正 孝 |              |

水道部長 仲村 春 盛      営業課長 奥 里 将 弘  
 会計課長 天 久 実      工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男      庶務係長 照 屋 毅  
 議事係長 島 袋 真 由      書 記 仲 村 春 夫  
 書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第2号)      1971年12月16日(木曜)

日程第1	議案第89号 1972年度宜野湾市水道事業会計 補正予算
日程第2	議案第82号 1972年度宜野湾市一般会計補正 予算
日程第3	議案第83号 宜野湾市職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例
日程第4	議案第84号 義務負担付きの寄付を受けると について

日程第5 議案第85号 指定金融機関の指定について

日程第6 議案第86号 復帰記念沖縄特別国民大会  
宜野湾市実行委員会設置条例について

日程第7 認定第6号 1972年度宜野湾市土地区画  
整理第二地区清算金特別会計歳入歳  
出決算認定について

日程第8 議案第90号 1971年度宜野湾市水道事業  
会計決算認定について

日程第9 認定第7号 1971年度宜野湾市養鰻研究  
センター特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第10 認定第5号 1971年度宜野湾市一般会計歳  
入歳出決算認定について

日程第11 議案第88号 宜野湾区教育委員会職員の手  
続に関する条例規則の一部を改正する  
規則について

日程第12 議案第87号 1972年度宜野湾教育区歳入歳  
出補正予算

日程第13 諮問第2号 機構改革及び職員定数の適  
正化について

議長

ただ今の出席議員は17名で定則数に達しており、第95回定例会第2回目の本会議を開きます。

お手元にお配りしております日程表のとおり本日の日程を進行させていただきます。  
(午前10時8分)

議長

日程第一議案89号1972年度宜野湾市水道事業会計補正予算を議題といたします。

理事者の趣旨説明をお願いします。

営業課長

議案第89号1972年度宜野湾市水道事業会計補正予算第2回目の趣旨説明を行います。

今回の補正は、扶養年当の額の改正による部分的な補正でございます。これ以外にはございません。扶養年当が指額に満たないこの年当の増加分だけを一律補正してあります。よろしくご審議のほどお願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午前10時11分)

議長

再開いたします。(午前10時19分)

議長

日程第一 議案89号 1972年度宜野湾水道事業会計補正予算については、質疑の段階で継続審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございません。よって本案は継続審議といたします。

議長

日程第二 議案82号 1972年度宜野湾市一般会計支入支出補正予算についてを議題といたします。

議長

本案に対する理事者趣旨説明を求めます。

総務課長

1972年度の宜野湾市一般会計補正予算第4号についてのご説明を申し上げます。既決予算額の2,268,498ドルに今回、85,002ドルを追加いたしまして予算総額

を2.353500ドルにいたしたのとこのように提  
案いたしております。(議案朗読につき省略)

~~終了~~

議 史

休憩 11時30分(午前10時39分)

再開 11時37分(午前10時40分)

ア 審

収入の交付税の交付政府からの何時

総務課長

12月2日に決定されたことについて。

ア 審

支山の12月市勢調査臨時職員席人数の趣旨説明の中にも説明した通り12月、3月と分解して10月30日までの11月15日6.462ドルの額の変更をなすことになり、大体どう言った様子は、10名程度の職員を、又どう言った調査をするか、もう少し詳しく説明願います。

総務課長

ご指摘の通り補足説明申し上げるわけでも、大体市勢の現在考えは10月30日です。去る10月勢調査は大体100名位近くの職員を配置し、その中から調査集計を行うものも必要といえると思います。この調査の内容はご説明した通り、3月各課とも調整の済んだ10月30日か、大変申し訳ない人々もいると思いますが、考え方は12月の人口動態の把握に利用し、勿論行政課の方の毎年集計調査のやり方の形も、10月30日か、3月か、人口の動態の把握に利用

118  
町の人口はどの位かと言ふことは、人口の完全な把握は、町の性別年齢別の把握と、それから生活状況の把握と、その職業年齢関係、それから家計関係の収入種類別等、それから生活施設の調査、例として車を持つてゐる等、或は電気製品がどう言ふものがある等、その生活状況の調査、それから土地の状況利用状況の調査、所有者の自営賃貸等、耕作の種類等、その農林業とも調査が必要である、又住宅状況の調査は、住宅の不足、それによる借入の状況等、それから建築構造、それから農業人口、機械化、農産物の生産の把握を考へてゐる、その去つた自治体の政令により、市の基本構想と言ふものを議会の議決を経ることから、その基本構想を立案するに、その基礎資料と総合的に考へてゐる、その考へた結果、その一年、その言ふ所の調査は、その町の24年、1回は、その言ふ所の総合的な市勢調査を今後続行して、その色々の部分の調査は、その言ふ所の本に書いてあるのを考へてゐる。

8 着

今年が初めてです。

総務課長

たけだ



8 着

セロックス使用料は2,000ドルの増額であり、  
これはセロックスの取捨中分量が増加した  
ため、これと同一の値とが原因である。

統括課長

値とがりでは550ドル。ご存知の通り、  
諸資料の要求、これは本土政府、おつちのちが  
ラジゲーション、おつちのちがラジゲーション  
のため、タイアの浮着が同じ名おわりのこと  
でセロックスの増にまつての誤りである。  
これは労働地機関からの教育委員会及び  
労働局協会の、おつちのちがらもつちのちがら  
歳入としては1,000ドル追加して550ドル  
でも、歳入の方が2,000ドル倍にまつておつち  
のちのちのち、これは各都道府県機関の方が  
最近セロックスを使用しており、おつちのち  
のちのちの意味でセロックスの増額はおつちのち  
のちのちのちである。値とがりではおつちのち。

8 着

これはセロックスの増額である。歳入は宇籍住民  
登録費にまつておつちのちのち。

統括課長

これは税金の目的が一応宇籍住民関係  
の謄抄本を発行するおつちのちのちのち  
務局標化とまつておつちのちのちのちのち  
おつちのちのちのちのちのちのちのちのちのち

本土、琉球政府の資料に於いても同様の  
あり...

8 着  
別の課が使用する場合はこれから。

総務課長  
一統総務課を經由してのやり取りは  
概して使用してのやり取りのやり取り  
の使用料は戸籍住民登録費の中に組んで  
取り扱われる。全部がわかれて取り出す。

8 着  
離身場の貸資料は幾つかある。

総務課長  
現在命が与えられているのは、貸資料は無  
料である。現在、先づこの説明をなさる  
にたいは、常組として向こうは取り出し  
たりして何とかが進んでいくに備わらね  
るかと、これと合わせて取り出す。場  
所としては保管料の料金のところから、  
今までは離身場的に進んでいくに備わ  
れば、これと合わせて取り出す。今までは  
取り出すに備わらねる。貸資料を借りて  
借りた分は、これと合わせて取り出す。考  
えたり取り出す。現在当局としては軍用  
地水道局社のボツが場下の地盤を折衝し  
たりする。貸資料を向こうに要求している

でも、思ひ通りに折衝が出来なくて、一応困  
りながら進められても、もしやに貸付料が重  
く求められるのは、後述の同様に求めらるゝ  
あり得る。現時点では職員の手伝いであり得  
るが、無料であることは確かである。

### ⑧ 着

無料であることは確かである。ただ、  
場所や時間などが、地主としてはいずれも  
かかることは確かである。

### 総括課題

4.5年というところで、最低3年は  
経過している。ただ、遠くまで一着  
問題になるのは、職員が何をするにしても利  
用があるかどうかという点で、非常に問題に  
なっている。職員としては、何をするにしても  
かかることは、当然と同様にあり得る。  
あるべきところの確保は、現在のところ、現  
在と異なり、店の前には止めて、非常に  
迷惑している。この点については、既に  
述べた通り、この点については、非常に  
迷惑している。この点については、既に  
述べた通り、この点については、非常に  
迷惑している。

### ⑧ 着

次、16頁の国自身金事務費貸付金の90%は  
あり得る。厚生課の方は当初でも相当予  
算を出した。又、昭和三十九年にも相当  
の予算を出した。この点については、既に  
述べた通り、この点については、非常に  
迷惑している。

計画の今後の進捗の状況について説明いたします。

厚生課長

現在職員は5名でやっておりますが、時内外  
等でも把握はしておりますが、国民年金の場合  
に徴収の月々も、その中で申請量が急激  
に増える傾向にあり、このように臨時を雇ってやら  
せなければならない状況にございます。これから厚生  
年金と国民年金とが、時点で近として適用され  
るために重複したものが相当出てきて、いわゆる  
厚生年金入っている方が国民年金にも入って  
る。この一応限られた事務を承りますので、臨時  
を雇っていただくことになっております。

Q 着  
何名ほどですか。

厚生課長

2名です。6ヶ月です。

Q 着

このことは、今後の課長の説明で厚生  
年金、国民年金どちらでもございまして、いわゆる時  
期的なことでございまして、今申しましたように  
かなり増える傾向にあり、このように課長が、今  
申しました計画では2名の6ヶ月間というところ  
計画をしておりますが、その後はどうですか。

厚生課長

これは後述のようにも増員をいかにせよが  
秀でているが、計画している。

8 着

これはその意味である。児童福祉の期末  
手当の20%は。

総務課長

これはその理由は今日の条例改正に伴い  
その休養手当の20%は期末手当の該当  
である。端数整理をいかにせよ。包丁不  
用願のそのものを調へて20%の減額をい  
かにせよ。

8 着

何名かである。

総務課長

トでいっている。

議 長

休憩-いれよう。(午前10時59分)

再開-いれよう。(午前11時11分)

8 着

18頁に雇入課長給与の減額についての理由  
について。

厚生課長

設置あり場所の建築の関係で契約が  
遅れたこと、これから台風などが荒れたため  
に海上放棄するところの差し引一  
もれたこと、2,000トンの減で一  
にわたります。現在このマリン隊の軍用地  
の中に設置してあります。この設置が場  
所の折衝との関係で契約期間が短か  
くなっています。

〆 着

これ当初、海上放棄ありとのことで

厚生課長

あります。

〆 着

この目的は達成されたいです。

厚生課長

現在このように決まっています。15日半ば期間が  
6月の議会を通り議会の前の折衝は  
もたれて決まっていますが、軍からの許可を待たず  
遅れたこと、台風などがこの都府で起こる  
の都府で起こることもあれば違反して  
これ差し引に決まっています。これは海軍です。

〆 着

河原、露菜、総務、並びに新築金の説明の中で

ジレ-のいふが、これは政府から農業調査がな  
されておりましたが、今は通じておられ、それと関連  
はとらうにわたっておられるが。

農林課長

この農業調査でありますが、これは農地を  
けの一年調査でありますが、この調査方法では  
これは一年一年調査表を作成し、それから各  
市町村を作成する。その次に行政区別の集計  
をして、それによって基本台帳をつくらなければ  
いけないというわけであらうが、農業をやる立場  
からすれば内容は幾分違つておるであら  
うが、今後の場合は主に基本台帳を作成す  
る調査であらうが。

〇 者

これは現在農研地の一年調査でありますが。

農林課長

そのとおりです。

〇 者

前、4・5ヶ月位前、政府からいつか農業  
調査がなれておりました。

農林課長

そのとおりです。

Q 着  
この資料は向に政府に行っているから。

農林課長  
全部政府に行っている。

Q 着  
これは政府からの調査ですか。

農林課長  
その通り。

Q 着  
今後の場合は一筆調査が主になるから。

農林課長  
これは一筆調査と名寄帳、それから行政区域の集計とそれからこれらについての調査とそれから基本台帳の作成の順序です。

Q 着  
調査の方法は一着上の基本調査に依るから。

農林課長  
その通り。一着上の基本調査の順序は、それから名寄帳の作成、それから行政区域集計とそれから基本台帳の作成の順序は、この調査の順序に依るから。



このようにして行う。

○ 答

この調査員がどのような方法で出されるか、  
これは臨時職員生活についてである。

○ 林課長

この集計は一筆調査、名簿作成の場合  
は臨時でやらせられるが、これと異なり、  
これは同一の調査の場合には28名の各部落  
から出して、これを同一の調査にやら  
せられることになっている。

○ 答

臨時職員は姓名が定まっている。

○ 林課長

一筆調査の場合には2名ずつが、行政区域  
の集計としては各2名ずつの15日、全部。

○ 答

先づ説明の中で、市勢調査、市況調査、  
市況調査、色んな家畜調査、市況調査  
が行われるので、これらに関連してある。

○ 林課長

中味については基本台帳作成の場合には  
もこのようにあるが、この場合、これら関  
連はあり、資料はこれから出てくる。

8 著

このことは、市勢調査のなかからは取りこた  
うなところではあります。

統計調査

この点については補足しておきます。  
先般の市勢調査については、農林課で調査  
していただいたところですが、今回の農業基本  
計画の作成等については、農地法を適用  
する上での前提として個人の権利関係の  
を完全に把握しておきたい。この点の  
ため、これは農地転用の問題、この点の権利関  
係が確立している中で、従来の農業センサスの  
場合はこれは統計資料がかなり正確である  
と認識して進んでいくことではあるが、  
この点でも、今回の農業基本計画の  
作成は、この点で農地転用の問題が個人  
の権利関係のこの点が一番の問題になること  
については、所有者の権利関係、この点  
は実際には誰が所有者であるかという点  
を十分調査していただくことが必要で、土地  
の名義上のこの問題について、所有者の所  
有者というものの確認をいかにしていただく  
ことが重要であることであるとして、この点で農  
業センサスと異なっているところではあります。  
政府からは490以上の住戸がわかるところで、こ  
れは市町村としても重要な資料作成として  
ある中で、1,000以上の住戸の実態調査をしていく  
こと。

8 着

21号の排水新設排水管の工事。これは  
7月に行われます。

建設課長

7月に行われます。一番管線の排水が大変で  
管線の土をせきとることで、真栄原の旧  
築道の歩道。その歩道を通って行きます  
が、歩道兼用としてせきとるがしじやわが考  
えております。その一応計画してあります。

8 着

次、都市下水路管の3.810km、その中比較  
部外の工事費を説明されておりますが、どう  
なるかと。

都市課長

現在、大湖名の方面下水道工事をしており  
ます。大湖名の第一工区。即ち浦添市と宜  
野湾市の境界のところで、この側に橋があり  
ます。その橋の工事があります。その間は下  
水道と言います。休むと工事を言います。  
その間は設計してあるのは2メートル50の土  
管を入れ替えることを設計されております  
が、現地のパイプを打つと止ります。ど  
うしても2メートル50で止ります。4メートル  
50のパイプ打つと止ります。約9メートル  
位入るとやわらかいので政府の担当  
課の工事係が来て、現場見ると、これ

基礎工事のせり出しの限りマンホールは管工  
 事が持たぬところとして設計は示し  
 ておられるも基礎工事のせり出しの目  
 の高さを示してあるとしてこれに1,500mm。この  
 一点は下水道の大西住管内でありおられ  
 ても、こちらに予想以上の岩盤が露出して  
 工事が難航している部分です。こちらは普通  
 土と見ておられるが砂質土質の石灰岩に当  
 たりました。これはせり出しのせり出しとして  
 700mm 高さを示して 2,200mm ありおられ  
 ますからせり出しの管工事の進め方の限り、これ  
 をせり出しの限り管工事の進め方のせり出し  
 としておられます。この一点、1,610mm までお  
 らる。これは伊佐渡、任意の社が埋められた  
 道路を第一の幹線、北谷村からの幹線  
 がこの埋められた道路を通る部分です。ここで、  
 当初設計では600mmの管で設計してあり  
 ましたこと、現行政府の着意により700  
 mmの管の埋められたこと、後におかれ、おられ  
 ます大西のせり出しのせり出しの設計増額  
 がおられたこと部分です。

各 案

これは設計ミスに引いてこの事態が既  
 に入りました。今、伊佐渡の600mmから700mm  
 の管を敷くことについては、別に当然（駆動不  
 能）と見えておられます。又、おられるが、岩盤が  
 出る。岩盤が出る場合、この側の責任に  
 なる部分です。

126  
解 計 課 長

一流級計では私費の申請金額は13,888円とありましたが、これは随時架設に要するものであり、私費の方では土壌調査の機械などが試運転に要するものがあつたので、着面には着面士と計られるとありましたが、これは、又は3メートル地下では実際の岩盤に当たるが、これは、計のミスと、うりかは調査のポリシー調査をセイルのハセウとして、この結果が出るという事です。

8 着

これは政府補助であつた。

解 計 課 長

この事は、政府の補助は、私費一流建設局の下水管線同一后にせよと、一流民政府からの91パーセント補助であつた。71年の補助決定額として、これに増額して、この回答をせよと、ある。

8 着

91パーセントの補助をするという約束をして、あるならば、当然それにかつ費用、申請額以外に、91パーセントは当然出さなければならぬが、この後、この事柄が、私費の場合、私費政府、私費政府は、計として、地元の負担と、つて、ある。

都計課長

この件は係浦係でござるにござる部外  
でござる。勿論御前でもござるが、政府に申し  
ては民政府が少官野決りなれども、~~お~~おの補  
助料がござるにござる。一先強りて聞か入れぬ  
にござる。

〆 着

この一先、課長の。随分とわけてござるの  
土木工事の新しい橋札架出せし場合の例は  
は今年中の切に岩盤のわらと果てぬとが堅  
一岩盤が出なせ。当初の調査の違ふにせし  
の場合には橋札架出の場合にせしと入札額  
の差御がござるり得るが。例得るが普通で  
ござる。例得るが普通でござる。

都計課長

この架けの所定の同額とござるに。架け  
所定の特記仕様書の中の架け相手が二つ  
を印鑑押し前の一先調査の部外でござる  
が。この場合に特記仕様書の中の岩盤、土質  
の地土質の変更は認められにござるに決意  
した場合に於ては変更はせしむ一課外でござる  
が。

〆 着

申ししては、普通でござるにせしむにせしむ  
課外でござる。何れも土木工事。

御訂課長

私共の方面契約者の方で契約外の市項で  
現地の工事目的物に於いて疑義が生じれば  
非常に困難が御訂課長に必要が生じ  
か、或は一時中止するに於ては両方  
協議して決意して下さる。私共の方面  
工事は出来て居ります。御訂課長の工事は  
建設課長の方から新し...

〆 着

政府工事はセクセクおつた。

御訂課長

政府工事の場合現場の工事課が担当  
して居ります。此が別定に必要が生じ  
ればこの場合は一先全部一時的に全部  
分の工事を中止して一先工事を全部調べ  
終り調べ一先請負人へ、工事係員で  
か、一先償付して居ります。調整して居ります。

〆 着

此の返事は居ります。

御訂課長

此の件は約90パーセントは岩盤に於ける場合に  
実際は此の件が全部の場合がある  
部です。此の件は直接私共の方から  
中部建設事務所と連絡して居ります。管理課  
長に行くと居ります。管理課長は検査官が来下り

21  
また、この後の設計変更の進捗の経過  
が分かる。この場合、設計職は、

8 着

市の方としては、今のところ、この設計の  
内容が、今のところ、堅牢で、かつ、見栄えも  
よく、堅牢で、かつ、今の場合は、双方協議の上  
で調整される。今のところ、今のところ、進められ  
る設計である。今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、

設計課長

民法での双務契約であり、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、

8 着

決まらず。

11 着

駐車場（聴取不能）先程、質疑応答の中  
で、職員の負担が、不便なのは、量が多い。利用  
しにくい。今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、  
今のところ、今のところ、今のところ、今のところ、



難行に終る。難行であるという点に注意  
であるが、当局はどうか。当局は何かの  
の予算を今の予算している場所に投資して  
何年かの形で償却してその利益が  
あるか。

評 論

当初の考案としては、どうしてその事が  
その位に有利か。今、公債市場の競争  
場がわきの場名はこれへの商売に、  
その同様に集まる市民の間に相当迷惑を  
与えるという意味でどうしてその競争場を  
持ちこんでその考案があるかという物色  
をして、その競争の準備を始めて34年間は  
見てこれと喜んで来たが、今、国交中で  
あるが、職費としては、これをどうして  
進めるかを借りてこれという事で、これは  
準備の問題はどうかという事だが、  
これがもし変更してこれをどうして  
もってこれるかと。これは今の国交中で  
場所は見えておられる。その前にはどう  
も場の後に軍用地があるか、これは一  
般にあり出して借りられるかという  
事をもつておられるが、それをして  
準備する場合は軍用地料として二重  
契約という事は、軍用地は  
借りられるという前提の下で地を  
物色して行う事でござります。



評 語

この国交中であり、市としてどうしてこれを  
のりこむかという考の方で一流提案してあり  
が、市組の方ではこれをどうするかを見ても  
これと、市が議院の一角を占めれば、市は  
変質して、このりこむか。二つの話であ  
る。

川 着

下の方。これは根拠があるはずであり、  
例として、柵が何もない。中に入るものが、線ら  
どうにかに根拠を基として出されると思  
う。僕も、この根拠を基として、額が、  
のりこむか、市組の方では、このりこむか、  
見ると、これは、議院意見として、十分建  
成であると思ふ。議院意見として、何  
の誤差もない。このりこむか、市組の方では、  
このりこむか、市組の方では、これは、議院意見に反して、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、  
市組の方では、このりこむか、市組の方では、

評 語

今日の議院が、清州から、国交の予兆し  
て、市として、一流提案として、あるべきを、  
のりこむか、市組の方では、市として、市として、  
議院中の、このりこむか、市組の方では、



に繰り上げにしております。

次に期末手当の問題であります。年間契約、年間労使同士の協定によって、元々年々の手当も決定されております。元々その通り今回は支給するつもりでしたが、一つの間に増額をされております。その増額を理由として、諸手当の切り下げの割合を決定するつもりでしたが、増額を以ておろして頂くに私、理解しております。お通いであります。

総務課長

お通いであります。林養家族が負担に一つは、林養手当を切り下げたのは、何回も切らされたのであります。林養者が一掃名は、お通いの期末手当の過給というは、お通いです。

川 君

この手当の算定以外に、諸手当は十分これに標準に切り上げようというつもりでありますが、何年か期末手当の中に標準以外の要素の切り上げという手当、諸手当全部であります。

総務課長

何年か林養手当の切り下げであります。

川 君

お通いであります。通勤手当、お通いの時、同年手当は

からの他の手当は全額控算されているから

総務課長

期末手当については控算されているから。

II 着

理由付。

総務課長

お(今)七(家)例にもその方がうらなうたてて  
たして、給与には手当も含まれて職員が  
受ける報酬でござるわけでも、給料と一  
つは基本給でござるから。

従来期末手当については給料月額に何パーセ  
ントとらうかという事でござるが、何日政  
府の決定を以てして向うから通達が  
ござる。従来も期末手当については扶養手当を  
加算する事にしていたからという事  
がござる。何日政府の方から一  
つして何日政府の方から提議して  
扶養手当は通勤手当、時間外手当とは異なる  
生活給であるという事に理解しています。

II 着

お(今)七(家)例にもその方がうらなうたてて

総務課長

労組からは、その手当の額については1人  
10.5%支給せよというふうに要求は出てお

けれども、あくまでも私共としては交付税の対象  
となる額をのべておきたい。政府も  
の準則通りにならうと平均10ドルを  
のべておいて既備者については4ドル70ヤル、  
第1号は15ドル70ヤル、その他については15ドル  
ヤルと政府職員並に扶養手当を支給し  
ておきたい。

### II 着

私が理解しているのは、諸手当をまとめて換  
算すれば平均賃金とさうなうらに  
なりすが、ところが当局としては平均賃金とさう  
なうらにどのうらな額をのべておきたい。

### 総括課長

これは賃金の出し方は色々あるが、  
平均給手は幾らかというふうな  
は政府等から来たけれども、大体現在彼  
所職員は公営企業、水道事業を  
ドル位とさうなうらに各府県  
部である。給手をまとめるか  
出さなければ違つて思つても、  
とつて平均給手というものは  
当、時同外手当、さうなうら  
はまとめられている。

### II 着

おかしな事だ。これは労働基準法に  
おそれか。皆これが平均給手  
の手当をまとめる平均賃金を出  
す立場だ。

### 総務課長

これは幾ら借入方で、最低賃金法に於ける  
引当金に於て、労働基準法に於ける最低  
賃金法に於て、以上の給与セメントに於ける  
で、その間をどうせよ。

### 日 着

名入セレストの場合に、賃金カット。48時  
間を以て記憶してありながら、その場合も賃  
金カットの総額当然に於けるは職員給の  
中で減額に於ける所の減額は当然に於ける  
よ、これをどうするかは私に考てありはなけれ  
ども、補正を以て一課中、額にしておきよは  
なりしに於ける。この間の額が総額が出入れ  
てくるかどうか、把握せよとあり。

### 総務課長

これについては私、これを正確に額を備えてお  
くこと。後で資料をお上げしよければ、  
その間賃金カットの場合には、その月で引  
込めて、一応1ヶ月伸びて引いてくる  
あり。例として11月9日、10日にセレストが  
行われ、その額で、その間を引くこと、11月の  
総額から引くこと、一応12月から減  
額されること、これを総務課として賃金  
カットの総額は計算中にしてあり。  
これについては、その間を備えてあり。



120  
11 着

今、年の月額職員1人当り減らす事。

職務課長

大体5ドル位です。

11 着

そのうち、5ドルというわけは、1人当り15ドル、大体それが10万円かです。

職務課長

その材料を。

議 長

休職者一人です。(午前11時57分)

再開一人です。(午前11時59分)

11 着

おっしゃる通り職員給与の中から減額の見直しがあるというわけは、なぜおっしゃるわけは、今後の変動率をどの程度に抑えるか、その理由がどうですか。

職務課長

理由はご存じです。現実的に減額支給してはどうかという懸念の案がございまして、おっしゃる通りその懸念がどうあるけれども、支給率が下がるといって、その一部をどうするか、これはこの議題で補ってあげよう

たゞ之感りあり。現時点より同様の取扱いがなされるのが望ましい。

II 着

貸付金類が起った日の分からは引当金として翌日から差引してという説明がなされたが、法的根拠が乏しい。

繰上繰下

法的根拠が乏しいが、慣例として取り扱われるべきである。例としてこれは事務上の操作上の問題として。例として11月分の給料は12月の日に支払うこと。11月の月末にその事務態が起った場合、その給与計算が完了した後に同様の取扱いをする関係からその月分の減額処理。その月の時同外である。そのように翌月分の振り回してという取扱いが望ましい。これを12月分として取り扱ってほしい。

II 着

これは職金が欠損した場合、その場面でその月分から差引してとして、次の月分から差引してという取扱いが望ましい。

繰上繰下

取り扱ってほしい。

11 着

例として自主退職、或は職員の意思により  
欠勤した場合、その場合は給料から差引  
しはかたなりなり。その月の給料からしはかたして  
翌日から差引しはかたなりなり。

統括課金

そのことなりなり。例として11月30日に休むこと  
にせはかたなりなり。大体給与計算にせはかたなりなりは  
11月25日までに大体統括課金の申請は終  
了することなりなり。そして収入徴収に通知せはかたなりなり  
しはかたなりなり。実際12月2日の支給にせはかたなりなり  
なりなり。申請の処理期間が必要なりなり  
なりなり。そのことなりなり。給与減  
額にせはかたなりなり。その月の給与は別々に引  
なりなり加せはかたなりなり。ことなりなり。

11 着

これは問題にかりなりなり。例として11月の職  
員が4.5日欠勤した場合、その分は11月  
分の給料から引しはかたなりなり。12月分の給料  
から引しはかたなりなり。或は場合によりて次の11月分の給  
料から引しはかたなりなり。そのことなりなり。慣例にかりなりなり  
なりなり。これは申立てなりなり。

統括課金

そのことなりなり。これは退職した場合  
は退職した時点でその分を全部差引  
しはかたなりなり。そのことなりなり。申立て以外の場合

右の如く14月より15月にかけては、2ヶ月分は  
 がらみであることは、右月報の  
 在りて減額。時内外手当は翌日付とす。

11 着

この給料から差し引く場合の額については平  
 均賃金に依りておす。或は他の方法によ  
 りておす。

経務課長

これは平均賃金の時給である。これに  
 の時給である。

17 着

炭倉復旧についてお伺いいたします。この部  
 門では大山1ヶ所、計上されておる  
 ことが、他に何ヶ所か、例として炭田  
 の復旧がなされて、~~炭~~ 甘蔗の搬入に支障  
 を与えておられることが、一体どう  
 いう形で行われるか、お伺いいたします。おそれ  
 ます。この点について、

卸付課長

和炭のことは、先般の炭倉の状  
 況を調べたこと、炭田の復旧、大山の  
 復旧が、炭田は相当金が掛かる  
 こと、又、甘蔗の搬入には  
 何少支障を及ぼすことが、お伺いいた  
 す。卸付課長は、大山と炭倉を比較して

142  
場后、極度に大山の方で暴風を要するに  
かゝり、そのうち、場后の次の機屋に、  
屋がたかり、次の機屋に要求の通り  
後回しにしようとするが、

17 着  
次の機屋にしようとするが、

新訂課金  
財政の都合が、この場后の通り。

17 着  
此、災害の復旧に、この方が、  
らやしようとするが、

新訂課金  
私共の方、技術屋にしては、  
ごごご、何れ、財政の困難が、  
、この、この、この、この、  
り、この、この、この、この、

17 着  
甘藷の搬入前、この方が、

新訂課金  
搬入前、この、この、  
月の、この、この、  
お、この、この、

市 長

本来の市の政府に災害対策を依頼して政府補助を依頼するが当然でありながら、政府のいたるところが相当古古にありまして、こういう所よりは大きい所に力を入れておる所でございまして、2万ドル内外の工事に對しては、市単独でやるという事に相成りますと、非常に大きな問題でございまして、しかも、そのために財政に負担がかかるという事でございまして、現在の段階においては市の公営の事業が唯一の収入源であり、その中で、一応担当課のものは、むしろ不足の事業で市として負担はせざるを得ないという状態に相成りまして、色々の落ち穴がなければ今後から多少財源を削いでこれに充てようと思っております。

19 番

どこにても財源を削いでやるという事は望ましくありません。

市 長

努力いたします。

議 員

- 休憩-なしです。(午後12時10分)
- 再開-なしです。(午後12時10分)

議 者

午前11時で終り、午後2時から再び本会議を開く。

議 者

休憩 - 11時30分 (午後12時10分)  
再開 - 11時30分 (午後2時2分)

議 者

午後の本会議を開く。午前に行つた議の日程第2、議案第2号に對する質疑を新す。

20 着

最後のページの災害復旧の大山の件が出ておりましたが、これは台風の際における災害と説明はされておりましたが、この3,800円という工事費の金額、これをどう計算したかについて出ておるが、これを付同へした。

即 後

算定の方流については、号算の設計に於いて特別の計算方流については、若連の土木費の設計に見積りが出ておる。

20 着

現地の調査の上見積りは就ておる。これはおるが、台風による災害は、

即 後

これは台風等の時に事実上は壊れた  
部でなければ、相当の雨が降りたに  
これ旧鉄道で、非常に高一部で  
は、雨が多ければ地をべり  
のよう状態をおこして  
おりまわす。勿論これは  
道路自体が非常に雨に弱  
いという事は言える  
と思ふ。

20 着

これはパグシコウの  
下に下りて行く場所。

即 後

これは下りて北に  
行く方向と思ふ。  
現代では確認して  
おられる。

20 着

会社とは関係  
ない。

即 後

これは通して  
会社へは。

20 着

これはお聞き  
の事ですが、パグシコウの排水が  
多ければ、お聞き  
の通り、以前から、  
業者が掘った  
溝の下を流れて  
地をべりか  
きまわす。水草  
の多いところは  
相当汚水が  
流れて水草  
の多い状態  
がある。



このことは、聞かざるにあり、それでは、台風災害  
の被害は、その土地の被害は、聞かざるにあり、  
議事。

即 役

このことは、私に聞かざるにあり。

20 着

これに、併せて、下の方は、水田、畑地帯に、  
あり、農作物に、被害は、あり、

即 役

台風の影響は、農作物に、被害は、  
農作物に、被害は、あり、

20 着

私が、聞かざるにあり、  
右の流が、流れて、あり、

即 役

この報告は、聞かざるにあり、

議 事

休憩 - あり、(午後2時頃)

再開 - あり、(午後2時頃)

18 着

19着に、被害は、  
被害は、あり、

此の家、在りて何れがしな。という方の境界が  
さうなるが、これは可能である。

即 後

これは今日、17着入から賃金を受けて、長  
田の工賃制というのを今日、私、行かせておけ  
たところ、私が報告を致して、3個所の工  
賃は工賃金は大体 18,000円から 20,000円  
に下がるとの報告であり、その通りあり、  
与つたところの賃金に押し下げて、何か工賃  
金の家、在りても、いつか、これ、  
もとで、これ、考へて、新、  
費用を、これ、工賃金の、  
同、向、思、  
在、  
石、  
の、  
が、  
は、  
他、  
私、

16 着

多、田、  
通、  
在、  
さ、  
害、

に支障を及ぼさぬよう復旧工事をできる  
ことが。

即 役

私共親地の私共土木関係の技術的  
の見解を申し述べる訳には出来ませんが  
も、私共聞の報告の内容がらして、相  
当の崖で、相当土が流出しても、それを復旧  
するには相当堅固のコンクリート、石を積んで  
いつ道路をついていかなければならぬとい  
うようなことではありあらず、車が走り通  
れる程度の応急処置で可能性がどうか  
どうかについて見解を述べた報告が、  
私共聞の範囲内では最善のようであり。

18 番

どうですか、この予算がどうなるかは、この予算  
では使用不可能という比に近いう結果  
も生じているかと。

即 役

どうですかという報告がらして見ても、復旧は  
早くやらねばならぬという事はありませ  
ん、それだけの財源が、見当りされて、  
非常に苦慮していらっしゃるかと。

18 番

(例として)今年内一月の樹木調査工事、という  
ものは不用では無いが、不足では無いにやいな

がとらうことも考へられら。

即 後

今後計上しおける理由は、今後の補正費財源を結局おめかりの通り、補正の額が8万5千円でございませうけれども、これを専ら教育委員会に当ておはす場合、18,000円という費用は生ずるという訳であり、そのうち、これが一割分をせめて、車の運転をなさるような状態でおはすおにせよとしておめかりの通交に支障をおよぼすお方法とせられしやがとらうとておめかりせよ。そのうち、これをセーリトでおめかりすれば、これは新しい財源を求めざる地におはすにせよがとらうお考へ方におはすにせよにせよ。

議 答

質疑とかがらうでござらうので、進行のていどおはすお。日程等、議事録は1972年度直野清市一般会計補正予算にござらうしては、継続審議としておめかりせよ。ご案議のござらうと。

(案議おしよ時分)

議 答

ご案議のござらうと、継続審議としておめかりせよ。

議 目  
日程第1 議案第81号, 日程第2 議案第82号, 日程第3 議案第83号, 日程第4 議案第84号, 日程第5 議案第85号, 日程第6 議案第86号, 日程第7 議案第87号, 日程第8 議案第88号, 日程第9 議案第89号, 日程第10 議案第90号, 日程第11 議案第91号, 日程第12 議案第92号の  
継続審議中の案件については、議案第83号、市野市職員の給与に關する条例の一部を改正する条例、議案第85号、指定金融機関の指定について、議案第86号、復興記念沖繩特別国民体育大会市野市実行委員会設置条例について、議案第87号、1971年度市野市一般会計不入支出費認定について、議案第88号、1972年度市野市一般会計不入支出補正予算、以上の5案件については、総務課北野局長の、議案第84号、義務負担の軽減等について、議案第85号、1971年度市野市土地の整理課の土地の補正予算特別会計不入支出費認定について、議案第89号、1971年度市野市水道事業会計決算について、議案第90号、1972年度市野市水道事業会計補正予算について、以上の4案件については、建設課北野局長の、議案第91号、1971年度市野市養老施設有ての特別会計不入支出費認定について、議案第92号、市野市教育委員会職員の給与に關する規則の一部を改正する規則について、議案第93号、1972年度市野市教育区不入支出補正予算

以上の案件を経済民生教育文化委員会に付託するに付議案を提出する。

( 議案付託の時刻 )

議 案

議案付託の時刻、以上の継続審議中の案件をそれぞれが議案委員会に付託するに決定した。

以上の案件に付いては、12月21日午後に審議を終了し、議案に報告して、議案の審議を終了する。

議 案

休憩の時刻。(午後2時20分)

再開の時刻。(午後2時20分)

議 案

日経第13、諮問第2号、機構改革及び職員定数の適正化についてを議題とし、理事者の報告説明を求めた。

経 務 課 長

機構改革及び職員定数の適正化について諮問案件を提出して、理事者が、それについて提案の報告を説明申し述べた。

本市の10年間の歴史をたどり、市町村の合併の最終段階に入り、今朝に終了し、本市が、合併の時期に機構改革を

をやり直し、定数の適正性に職員定数を  
 減らしているところから、この準備を進め  
 ている款でございませぬけれども、ご存知の方には  
 最終段階にまで至り、結果に於いては、  
 当然、各課に於いては、課外でもござい  
 ます。この中でございませぬ。復帰を来年に控  
 り、日増しに増加する事務事業に於いて  
 して現在の機構内定数職員ではござい  
 ません。復帰体制が定まるまで、この観点  
 に基づいて、別案の通り、理由を以てござい  
 ます。参考資料といたしまして、おれやこれや添付して  
 ございませぬ。ご参考にして処理してござい  
 ます。機構改革の基本的な考え  
 方といたしましては、このページの機構改革の  
 基本構想といたしまして、述べてござい  
 ます。現在、各事務部署の場合には、各課2室でござい  
 ませぬ。これを13課1室にしたい。部課が  
 4課増といたしまして、課でございませぬ。  
 これは課数増といたしまして、これは事務分掌規則  
 の他の政府から来たものを、復帰に伴って  
 市町村への事務配分についてと、一応、復帰時  
 点に復帰後32項目現在、実際、本来ならば  
 市町村の事務といたしまして、琉球政府がや  
 っている項目が1号様式の中に入っております。  
 2号様式の場合には、現在、琉球政府の市町村  
 がやっているといたしまして、本土復帰の場合には、新  
 しい市町村の事務としてありとございませぬ。2号様式  
 の方にございませぬ。合計32項  
 目の新しい業務が市町村にありとございませぬ。

リですが、この業務に熟知する人材にどうし  
ても機構改革の必要があるというふうに考  
えている訳であります。更に定数については  
現在一般事務部局の方が141名、これに  
固定資産評価係の場合も概算例で削減さ  
れているけれども、実際は一般事務部局の  
職員は142名おる訳でございますが、一般定  
数係例の中には141名でございますが、これに169  
名の削減というところがございますが、その内訳は  
業務系機構改革に伴うものが14名新しい  
事務が新設されてくるために増員を必要とし  
ているものが14名、その中には後援機関国民  
体育大会の事務局長の職員も入っている訳  
でございます。消防の方が11名、その中には機  
構改革に伴うものが2人、消防の救急業務  
で危険物の諸認可等の業務に5人の方が  
9名、消防の場合も11名というふうに定数を  
減らしたい。この定数の職員の必要性は  
計画に添って、4ページにある程度詳細に  
書いてあるつもりであります。それ以外に73年  
は保有所を直轄課の方に教量の方先で  
ござります。120名程度の保有所を教量の方  
に14名、それから国民健康保険が実施され  
ます。国民健康保険税というものは出てくる  
筈でございます。その際は国保年金課の方に  
した方がござります。国民税課の方に属するが、その  
人たちの検討中でござりますけれども、その  
おん大体4、5名程度の職員が必要に  
ござります。それから雑地法が適用されてる業務



質原七がいのものができるとどう事務的職  
 員が必要になってくるしとわかつた。それから消  
 防業務への実際の事務担当に必要とする  
 のが事務担当の人数と、この時点でどう  
 して機構については検討する必要があるしや  
 ないか。当面復帰の時点でどう名の職員が  
 大体必要になってくるしとわかつた。この件に  
 ついては実際の事務の量がどれ位あるのかと  
 いうことはまだ確定しておらずで、実際職  
 員の定数を決める場合については実際政府  
 のこれからのほうからどうな事務で、どれ位の業務  
 量があるのかといふことも十分検討したいとい  
 うこと思っています。大体の肩の増員が  
 あるならば当面復帰してやっていけるしとわ  
 かつた。このほうの観点に立って定数をどう  
 するかは改めて考えています。

本件については、当局といたしましては、本  
 定例議会にて提案をして条例化したとい  
 う考え方を当初もつていた訳ではあるけれども、議会の  
 予算要求の中で、この機構改革等は、この  
 うちの本工研修をして研究するといふこと  
 によってなしたんで、一応これを終了して、今  
 からの研修の参考になればという事で多少  
 までついたおれもありまして、資料についてはまだ  
 まだ不足の点もあるかと思っております。審議の期  
 間中にでもこの方面については、もし必要の分  
 についてはぜひとも資料を当局でも準備、又、整  
 備して十分審査ができるようにしたいと思っております。  
 以上、説明を終ります。

議長

本案に対する賛成を述べた。

議長

休憩を述べた。(午後2時31分)

再開を述べた。(午後2時31分)

議長

今の説明で十分と言った方がありましたが、補完してと思っております。これについては、3月定例議会にて成案を出したと思っております。そこで、先般の審議を以て、おのれは、2月20日頃には審議していただくこと、若くは、おのれは、おのれをお願ひ申し上げます。

議長

休憩を述べた。(午後2時42分)

再開を述べた。(午後2時44分)

議長

お諮り申し上げます。先般審議中の諸由第一号機構改革及び職員定数の適正化について、休憩中の局長の報告がなされたこと、お諮りして思っております。本件については、11人の委員をもって構成する機構改革特別委員会を設置、これに付託の上、関係中の経緯報告することにしたと思っております。これの公衆議、おのれは、

(異議ありの時分)

議 長

ご異議ありと認められ、よって、本件の  
については、11人の委員をもって構成する機構改  
革特別委員会を教置し、これに付託の上、  
閉会中に継続審議することに決しました。  
尚、お諮りします。今、教置した機構改  
革特別委員会の委員の選任については、  
委員各名例挙る案の現案に、安次富彦信  
君、大川正雄君、河津健次郎君、箱崎仁也  
君、崎岡正篤君、仲村春信君、大川篤君、又  
吉正弘君、宮城仁政君、又久直雄君、比嘉  
義定君、以上11人を指名の案に決しました。  
併せてご異議ごありませんか。

(異議ありの時分)

議 長

ご異議ありと認められ、よって、今、指名した  
11人の諸君を機構改革特別委員会  
の委員に選任することに決しました。

議 長

休憩いたします。(午後2時45分)  
再開いたします。(午後2時46分)

議 長

本日の日程は、全部終了いたしました。本日は

19  
の会議はここで閉じらるゝ事。  
次の本会議が12月22日午前10時から再  
開らるゝ事。

散会 (午後2時50分)